

第四期

昭和五〇（一九七五）年から平成一二（二〇〇〇）
年まで

（一）判決、質問主意書・答弁書、政府見解・談話等

【四七五】天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書
（昭和50年11月21日質問第五号）

天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十年十一月二十一日

提出者 吉田法晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿

天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書

十一月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、これは憲法違反として五度審議未了となつた「靖国神社法案」及びその代わり制定が推進されている「慰霊表敬法案」の重要な中味である「靖国神社の国家護持」と「天皇の靖国神社参拝」を、法成立の事前に実現し、三木首相の靖国神社参拝と共に既成事実を積み重ね、憲法違反の法制定を推進しようとするものである。

かかる問題のある天皇の靖国神社参拝について、社会、公明、共産等各党が反対を表明し、多くの宗教団体関係者が反対しており、このように国論を二分するがごとき行為は「国民統合の象徴」といわれる天皇のなさるべき行為ではない。

靖国神社があたかも「国家の特別の宗教施設」であるかのごとく国民に印象づけ、よつて、憲法違反、国民多数の反対によつて審議未了五回にも及ぶ靖国神社法案あるいは表敬法案の成立促進に利用される天皇の靖国神社参拝は当然やめられるべきであり、内閣は、やめられるよう助言をすることが必要と信ずるので、次の点について質問する。

一 宮内庁は「前回までの六回は「私的参拝」という形で行われており、今回も法律に基づいたものでなくあくまでも陛下のご意思による私的なもの（小坂宮内庁総務課長）」として

いる。しかし靖国神社藤田総務部長は、「国民感情からいって、あえて私的公的などとあれこれは考えていない。国事行為に含まれていないという意味では公的ではないかもしれないが、陛下のご参拝には変わりない。」としている。そして、当日臨時大祭を行い、特別奉迎者として青木一男靖国神社崇敬者総代、賀屋興宣日本遺族会会長ら約七十人、また各都道府県遺族会から二千人が参道などでお迎えする予定と報道されている。

先に問題となつた稲葉法相の発言と行動について三木首相は「個人と国務大臣とは区別し難い。」と言つた。「陛下のご参拝には変わりない」として、これだけの人々が参列して臨時大祭を行うことは、普通の一人が近所のお宮さんにもうけるのとは事の性格、影響が異なるのではないか。

二 天皇の戦後における靖国神社参拝は、昭和二十年十一月二十日の終戦報告が公式参拝であつたというがそれは旧憲法下の事である。その後新憲法下では、昭和四十年十月十九日の終戦二十周年参拝など前回の参拝まで六回は、遠慮して「私的行為」とされた。

それは、靖国神社が、東京招魂社以来「天皇に忠魂を捧げた『臣民』たる軍人が、死して『現御神』である天皇に祭られる特殊の国家宗教施設であつたという事であり、その果たした機能は『天皇への忠誠の思想の絶対化』であつた。」といえるであろう。日本国憲法の下においては、天皇の神格化は否定され（人間天皇宣言）記紀以来の神話と結びついた「日本帝国」の神性さと天皇の神格化及びこれと結びついた天皇主権は、日本国憲法の国民主権、平和と民主主義の諸原則がこれに代わつたのである。

「靖国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「靖国神社法案に関する意見書」に詳しいが、天皇の靖国神社参拝が復活し、それが当然の事として繰り返されるならば、(一)日本国憲法によつて確立された人間（尊重）の平等性が否定され、(二)天皇のために戦つて死んだ者のみが靖国神社に祭られるという、排外思想と天皇忠誠思想が復活する。(三)「絶対的権力者」であり「現御神」である天皇と「臣下」という関係が復活する。(四)日本国憲法の原則である「政教の分離」「信仰と宗教活動の自由」が奪われ「神社神道は国の祭礼であつて宗教ではない」という神社神道が復活すれば、他の宗教と宗教活動は制限されあるいは禁止される日がいつか再びくるだろう。(五)そして外に向つては「天皇の名による戦争は、

無条件に、聖戦として美化されるといふ軍国主義的侵略主義」が復活するだろう。

まことに「靖国の思想は国家神道教義の核心であり、極限であり、その最大の精華なのであつた。このような国家神道の精華である靖国の思想は……靖国神社の合祀を通じ国民に徹底したのであるからこれが日本の軍国主義侵略主義の精神的基底とならない筈はなかつた」と思われる。

こういう日本国憲法の破壊、明治憲法と軍国主義を復活する天皇の靖国神社参拝を憲法尊重擁護の義務を有する天皇はやめられるべきであり、内閣は天皇の靖国神社参拝をやめられるように助言すべきであると考えらるがどうか。

【四七六】衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書（昭和50年11月28日内閣衆質七六第五号）

内閣衆質七六第五号

昭和五十年十一月二十八日

内閣総理大臣 三木武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

一について

このたびの天皇の御参拝は、本年春、靖国神社から口頭で終戦三十年につき御参拝願いたい旨の申出があり、昭和四十年十月には終戦二十年につき御参拝になつておられる経緯もあつて行われたものである。

御参拝は、天皇の純粹に私人としてのお立場からなされたものであつて、全く政治的な目的を有していない。

二について

天皇が私的なお立場で靖国神社に御参拝になることが日本国憲法の破壊に通じるものとは認められないので、内閣としては、御参拝を中止されるよう助言する考えはない。右答弁する。

【四七七】津地鎮祭違憲訴訟大法廷判決（最高裁大法廷昭和52年7月30日判決）（昭和四十六年（行ツ）第六九号）

昭和四十六年（行ツ）第六九号

判 決

〔上告人・被上告人の記述省略〕

右当事者間の名古屋高等裁判所昭和四十二年（行ツ）第八号行政処分取消等請求事件について、同裁判所が昭和四十六年五月一日言い渡した判決に対し、上告人から一部破棄を求め旨の上告の申立があり、被上告人は上告棄却の判決を求めた。よつて、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。
前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

第一 [略]

第二 [略]

第三 [略]

第四 上告代理人堀家嘉郎の上告理由第三点、上告代理人奥野健一、同田辺恒貞、同早瀬川武の上告理由第一点ないし第三点、上告代理人樋口恒通の上告理由第一点ないし第三点について

第三点について

一 本件の経過

(一) 本件は、津市体育館の起工式（以下「本件起工式」という。）が、地方公共団体である津市の主催により、同市の職員が進行係となつて、昭和四〇年一月四日、同市船頭町の建設現場において、宗教法人大市神社の宮司ら四名の神職主宰のもとに神式に則り挙行され、上告人が、同市市長として、その挙式費用金七六六三元（神職に対する報償費金四〇〇〇円、供物料金三六六三元）を市の公金から支出したことにつき、その適

法性が争われたものである。

(二) 第一審は、本件起工式は、古来地鎮祭の名のもとに行われてきた儀式と同様のものであり、外見上神道の宗教的行事に属することは否定しえないが、その実態をみれば習俗的行事であつて、神道の布教、宣伝を目的とした宗教的活動ではないから、憲法二〇条三項に違反するものではなく、また、本件起工式の挙式費用の支出も特定の宗教団体を援助する目的をもつてされたものとはいえず、特に神職に対する金四〇〇〇円の支出は単に役務に対する報酬の意味を有するにすぎないから、憲法八九条、地方自治法一三八条の二に違反するものではない、と判断した。

これに対し、原審は、本件起工式は、単なる社会的儀礼ないし習俗的行事とみることはできず、神社神道固有の宗教儀式といふべきところ、憲法は、完全な政教分離原則を採用して国家と宗教との明確な分離を意図し、国家の非宗教性を宣明したものであるから、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動とは、単に特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする積極的行為のみならず、同条二項に掲げる宗教上の行為、祝典、儀式又は行事を含む、およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を網羅するものと解すべきであるとし、本件起工式は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当し許されないのであり、したがつて、これがため上告人が市長としてした公金の支出もまた違法なものである、と判断した。

(三) 論旨は、要するに、本件起工式は、古来地鎮祭の名のもとに社会の一般的慣行として是認され、実施されてきた習俗的行事にはかならず、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動には該当しないものであるのに、これに該当するものとした原判決は、本件起工式の性質及び政教分離原則の意義についての判断を誤り、ひいて憲法二〇条の解釈適用を誤る違法をおかしたものであつて、右違法は、判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

二 当裁判所の判断

(一) 憲法における政教分離原則
憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」（二〇条一項前段）とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」（同条二項）として、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」（同条一項後段）、「国及びその機関は、

宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」（同条三項）とし、更に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない。」（八九条）として、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定（以下「政教分離規定」という。）を設けている。

一般に、政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、もともと政治的次元を超えた個人の内心にかかわることがらであるから、世俗的権力である国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）は、これを公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。もとより、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によって異なるものがある。わが国では、過去において、大日本帝国憲法（以下「旧憲法」という。）に信教の自由を保障する規定（二八条）を設けていたものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、国家神道に対し事実上宗教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請されたこと、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた等のももあって、旧憲法のもとにおける信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。しかしながら、このような事態は、第二次大戦の終了とともに一変し、昭和二〇年二月一日、連合国最高司令官総司令部から政府にあてて、いわゆる神道指令（国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件）が発せられ、これにより神社神道は一宗教として他のすべての宗教と全く同一の法的基礎に立つものとされると同時に、神道を含む一切の宗教を国家から分離するための具体的措置が明示された。昭和二十一年一月三日公布された憲法は、明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。元来、わが国においては、キリスト教諸国や回教諸国等と異なり、各種の宗教が多層的、重層的に発達、併存してきているのであって、このような宗教事情のもとで信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結びつきをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であった。これらの諸点にかんがみ

と、憲法は、政教分離規定を設けるにあたり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと、と解すべきである。

しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。ところが、宗教は、信仰という個人の肉心的な事象としての側面を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であって、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことから当然の帰結として、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあたって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れないこととなる。したがって、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、実際上不可能に近いものといわなければならない。更にまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れないのであって、例えば、特定宗教と関係のある私立学校に対し一般の私立学校と同様な助成をしたり、文化財である神社、寺院の建築物や仏像等の維持保存のため国が宗教団体に補助金を支出したりすることも疑問とされるに至り、それが許されないとすることがなれば、そこには、宗教との関係があることによる不利益な取扱い、すなわち宗教による差別が生ずることになりかねず、また例えば、刑務所等における教誨活動も、それがならんかの宗教的色彩を帯びる限り一切許されないとことになれば、かえって受刑者の信教の自由は著しく制約される結果を招くことにもなりかねないのである。これらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は実際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中

立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

（二）憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動

憲法二〇条三項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、ここからいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なもの、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。そして、この点から、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。なお、憲法二〇条二項の規定と同条三項の規定との関係を考えるのに、両者はともに広義の信教の自由に関する規定ではあるが、二項の規定は、何人も参加することを欲しない宗教上の行為等に参加を強制されることはないという、多数者によっても奪うことのできない狭義の信教の自由を直接保障する規定であるのに対し、三項の規定は、直接には、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障し、もって間接的に信教の自由を保障しようとする規定であって、前述のように、後者の保障にはおのずから限界があり、そして、その限界は、社会生活上における国家と宗教とのかかわり合いの問題である以上、それを考えるうえで、

当然に一般人の見解を考慮に入れなければならないものである。右のように、両者の規定は、それぞれ目的、趣旨、保障の対象、範囲を異にするものであるから、二項の宗教上の行為等と三項の宗教的活動とのとらえ方は、その視点を異にするものといふべきであり、二項の宗教上の行為等は、必ずしもすべて三項の宗教的活動に含まれるという関係にあるものではなく、たとえ三項の宗教的活動に含まれないとされる宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、宗教的信条に反するとしてこれに参加を拒否する者に対し国家が参加を強制すれば、右の者の信教の自由を侵害し、二項に違反することとなるのはいうまでもない。それ故、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動について前記のように解したからといって、直ちに、宗教的少数者の信教の自由を侵害するおそれが生ずることにはならないのである。

(三) 本件起工式の性質
そこで、右の見地に立つて、本件起工式が憲法二〇条三項によって禁止される宗教的活動にあたるかどうかについて検討する。

本件起工式は、原審の説示するところによってみれば、建物の建築の着工にあたり、土地の平安堅固、工事の無事安全を祈願する儀式として行われたことが明らかであるが、その儀式の方式は、原審が確定した事実に徴すれば、専門の宗教家である神職が、所定の服装で、神社神道固有の祭式に則り、一定の祭場を設け一定の祭具を使用して行ったというのであり、また、これを主宰した神職自身も宗教的信仰心に基づいてこれを執行したものと考えられるから、それが宗教とかかわり合いをもつものであることは、否定することができない。

しかしながら、古来建物等の建築の着工にあたり地鎮祭等の名のもとに行われてきた土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願する儀式、すなわち起工式は、土地の神を鎮め祭るといふ宗教的な起源をもつ儀式であったが、時代の推移とともに、その宗教的な意義が次第に稀薄化してきていることは、疑いのないところである。一般に、建物等の建築の着工にあたり、工事の無事安全等を祈願する儀式を行うこと自体は、「祈る」といふ行為を含むものであるとしても、今日においては、もはや宗教的意義がほとんど認められなくなった建築上の儀礼と化し、その儀式が、たとえ既存の宗教において定められた方式をかりて行われる場合でも、それが長年月にわたって広く行われてきた方式の範囲を出ないものである限り、一般人の意識においては、起工式にさしたる宗教的意義を認めず、建築着工に際して

の慣習化した社会的儀礼として、世俗的な行事と評価しているものと考えられる。本件起工式は、神社神道固有の祭祀儀礼に則って行われたものであるが、かかる儀式は、国民一般の間にすでに長年月にわたって広く行われてきた方式の範囲を出ないものであるから、一般人及びこれを主催した津市の市長以下の関係者の意識においては、これを世俗的行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかったものと考えられる。

また、現実の一般的な慣行としては、建築着工にあたり建築主の主催又は臨席のもとに本件のような儀式をとり入れた起工式を行うことは、特に工事の無事安全等を願う工事関係者にとつては、欠くことのできない行事とされているのであり、このことと前記のような一般人の意識に徴すれば、建築主が一般の慣習に従い起工式を行うのは、工事の円滑な進行をはかるため工事関係者の要請に応じ建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼を行うという極めて世俗的な目的によるものであると考えられるのであって、特段の事情のない本件起工式についても、主催者の津市の市長以下の関係者が右のような一般の建築主の目的と異なるものをもっていったとは認められない。

元来、わが国においては、多くの国民は、地域社会の一員として神道を、個人としては仏教を信仰するなどし、冠婚葬祭に際して異なる宗教を使いわけてきたる矛盾を感じることがないというような宗教意識の雑居性が認められ、国民一般の宗教的関心度は必ずしも高いものとはいえない。他方、神社神道自体については、祭祀儀礼に専念し、他の宗教にみられる積極的な布教・伝道のような対外活動がほとんど行われることがないという特色がみられる。このような事情と前記のような起工式に対する一般人の意識に徴すれば、建築工事現場において、たとえ専門の宗教家である神職により神社神道固有の祭祀儀礼に則って、起工式が行われたとしても、それが参列者及び一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすことになるものとも認められない。そして、このことは、国家が主催して、私人と同様の立場で、本件のような儀式による起工式を行った場合においても、異なるものではなく、そのために、国家と神社神道との間に特別に密接な関係が生じ、ひいては、神道が再び国教的な地位をえたり、あるいは信教の自由がおびやかされたりするような結果を招くものとは、とうてい考えられないのである。

以上の諸事情を総合的に考慮して判断すれば、本件起工式は、

宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動にはあたらないと解するのが、相当である。

四 むすび

右に判示したところと異なる原審の判断は、結局、憲法二〇条三項の解釈適用を誤ったものといふべく、右の違法は、判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであり、論旨は理由がある。

第五 結論

以上の次第で、原判決中上告人敗訴部分は、破棄を免れない。そこで、更に、右部分について判断するに、前述したところによれば、本件起工式は、なら憲法二〇条三項に違反するものではなく、また、宗教団体に特権を与えるものともいえないから、同条一項後段にも違反しないといふべきである。更に、右起工式の挙式費用の支出も、前述のような本件起工式の目的、効果及び支出金の性質、額等から考えると、特定の宗教組織又は宗教団体に対する財政援助的な支出とはいえないから、憲法八九条に違反するものではなく、地方自治法二条一五項、一三八条の二にも違反するものではない。したがって、右支出が違法であることを前提とする上告人に対する被告の請求は理由がなく、棄却されるべきものである。それ故、これと同旨の第一審判決は相当であり、前記部分に関する本件控訴は棄却されるべきものである。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇八条、三九六条、三八四条に従い、訴訟費用の負担につき同法九六条、八九条を適用し、裁判官藤林益三、同吉田豊、同藤重光、同服部高顯、同環昌一の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

〔反対意見 略〕

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	藤林益三
裁判官	岡原昌男
裁判官	天野武一
裁判官	岸上康夫

裁判官 江里口 清雄
 裁判官 大塚 喜一郎
 裁判官 高辻 正己
 裁判官 吉田 正豊
 裁判官 団藤 重光
 裁判官 本林 高讓
 裁判官 服部 昌一
 裁判官 環 昌一
 裁判官 栗本 一夫
 裁判官 岸盛一 は病氣のため、
 いずれも署名押印することができない。

裁判長 裁判官 藤林 益三

【四七八】内閣総理大臣等の靖国神社参拝について
 の政府統一見解（昭和53年10月17日）

内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であって、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとき、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない。

さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉ぐし料は私費で支払われている。

【四七九】「戦犯死亡者」、「法務死亡者」等の呼称について（昭和53年11月24日宮司通達第六号）

安政の大獄を始め、幕末の内戦等による死亡者を、当社諸記録に於ては、「幕末殉難者」、或は「維新殉難者」と呼称している実情に鑑み、爾今、大東亜戦争終結後の、所謂戦犯刑死者、引責自決者等を「昭和殉難者」と呼称し、要する場合は、昭和殉難者（刑死）、同（未決獄死）、同（自決）等の如く区分する。但し、中央、地方官庁等に対する公文に於ては、従来通り「法務死」の語を用う。

【四八〇】「靖国神社問題」に関する質問主意書（昭和55年9月30日質問第三号）

「靖国神社問題」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年九月三十日

提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福田 一 殿

「靖国神社問題」に関する質問主意書

「靖国神社問題」に関して次の事項について質問する。

一 「宗教の自由」と「政教分離の原則」を規定した現行憲法第二十条及び第八十九条は、その制定に多大の影響を与えたとと思われるアメリカ合衆国憲法修正第一条「連邦議会は、法律により、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止することはできない。」との規定よりも、さらに詳細、厳格なものがあり、世界各国憲法にもその比をみないといわれている。

1 何故かかる厳格な規定が設けられたか、その趣意について見解を示されたい。

2 現行憲法の右の規定は、戦前における国家と宗教との関係に対する否定的な歴史的事実がとらえられて、このような厳格な規定がなされたと思われる。この否定的な歴史的事実とは、いかなるものなのか指摘されたい。

3 旧憲法下においては国家と宗教との関係、在り方が、法的にどのように規定されていたか。

イ 政治制度上、社会制度上の現実はどうのようなものであったのか。
ロ 指摘されたい。

4 また「国家神道」とは何か。旧憲法下においてこれの取扱いはいかであったか。何故「国家神道」のみが「国教化」されるまでの特権的地位を与えられたのか。他宗教に対する弾圧の事例をその法的根拠を示して明らかにするなかで、詳細に説明されたい。

5 一九四五年、連合国軍最高司令部が發布した、いわゆる「神道指令」はどのような内容で、その今日にいたる効力の有無を明らかにされたい。

6 この「神道指令」は、どのような歴史的見地に立つて發布されたと考えられるか。また、「神道指令」の趣旨は憲法第二十条、第八十九条の規定において全面的に体现されていると解釈しても差し支えないか。

7 一九四六年の年頭詔書、いわゆる天皇の「人間宣言」はこの「神道指令」といかなる関連があつたのか、その有無を、それぞれの理由を述べて明示されたい。

8 憲法第二十条第三項に規定された「国及びその機関」とは、具体的にどのようなものをさすのか指摘されたい。また、そのなかには天皇も含まれるのか明らかにされたい。

二 「靖国神社」の成立過程及びその果たしてきた役割等に関して

1 「靖国神社」が創建された当初の趣旨について明らかにし、以降第二次大戦の終戦にいたるまで、「靖国神社」が戦争において果たしてきた役割を具体的に示されたい。

2 第二次大戦の終戦を境にして「靖国神社」のもつ政治的・法的性格は、どのようにして改変したと考えられるか、指摘されたい。

3 戦後、「靖国神社」の名称を改変しなかつた理由について述べられたい。

4 「靖国神社」への公式参拝、国家護持とは、具体的にどのような事実関係をもつて示されるのか、定義されたい。また、公式参拝、国家護持はなぜ禁止されているのか、法的根拠を明示されたい。

5 「靖国神社」は現行憲法上、宗教団体と解されているのかどうかの見解を、宗教団体である・ないの両説のいずれにおいても、いかなる事実、法的根拠に基づいてなされるのか明示されたい。

6 右の質問との関連において、「靖国神社」が宗教団体であると解した場合、その国家護持を図るためにはどのような措置が必要であるか、見解を示されたい。

その際、例えば「靖国神社」の名称を変更することや宗教性を排除させるなどによつて国家護持が可能とした場合それは、国が特定の宗教団体に介入することになり、「宗教の自由」を犯したことはないのか、その見解をあわせて示されたい。

7 「靖国神社」の「国家護持法案」を政府提案することの意向の有無と、いかなる内容であれば、それは憲法違反にならないと考えているのか、具体的事例をあげて見解を示されたい。

三 現在、八月十五日武道館において「全国戦没者追悼式」が行われているが、

1 主催者はどこであり、どのような形式・内容のもとに行われているのか、また、いかなる規定に基づいてこの時天皇は出席しているのか明らかにされたい。

2 これを「靖国神社」で行わないことの事由を憲法との関連で明示されたい。

3 一般的に、死者に対する「世俗的行事」、「宗教的行事」の差異について明示されたい。それを踏まえて、八月十五日武道館における「戦没者追悼式」は右のいずれに該当すると考えられるのかを明らかにされたい。

その内容、形式、規模によつて差異が生じてくるとすれば、その限界を示されたい。

右質問する。

【四八二】衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質問に対する答弁書（昭和55年10月28日内閣衆質九三第三号）

内閣衆質九三第三号

昭和五十五年十月二十八日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質問に対する答弁書

一について

1及び2 大日本帝国憲法においては、安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かない限りにおいて信教の自由を保障していたが、現行憲法は、信教の自由を実質的なものとするため、第二十条第一項前段及び第二項において信教の自由を保障した上、国その他の公の機関が宗教に介入し、又は関与することを排除する見地からいわゆる政教分離の原則に基づく規定として同条第一項後段及び第三項並びに第八十九条の規定を設けたものである。

3及び4 大日本帝国憲法は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（第二十八条）と規定し、宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）が宗教団体の地位及びこれに対する保護監督の關係等を規定していた。他方、「国家神道」は、いわゆる神道指令において神社神道と同義に用いられた語であるが、神社は、建国の大義に基づき皇祖皇宗の神霊を始めとし国家に功績のあつた諸神を祭祀するため国家自ら設営するもので、神社は宗教ではないとして取り扱われていた。なお、神社を保護するため、他の宗教に対する弾圧を行った事例についてはつまびらかでない。

5 昭和二十年十二月十五日の連合国軍最高司令部によるいわゆる神道指令は、信教の自由の保障と政教分離の原則の徹底を図るため、国家等による神道の保証、支援の禁止等を指令したものであつて、今日においては失効している。

6 いわゆる神道指令においては、国家が公式に指定した宗教に対する信仰の強制から日本国民を解放する等のため指令する旨が述べられている。また、憲法第二十条及び第八十九条の規定の解釈に当たつては、同指令に依拠することを要しない。

7 いわゆる神道指令と新日本建設に関する詔書との関連はつまびらかでない。

8 憲法第二十条第三項に規定する「国及びその機関」とは、国及び公共団体並びにそれらの行政機関その他の機関を意味し、天皇も含まれるものである。

二について

1から3まで 靖国神社は、明治十二年に東京招魂社を改称したものであり、東京招魂社は東京九段坂上に戊辰以来の戦死の士を祭るものとして営まれたものである。以来、今次大戦の終戦に至るまでの同神社は、戦没者等を祭神として祭つてきた。戦後、靖国神社は、所要の手續を経て、昭和二十一年、宗教法人となり、今日に至つては、

なお、靖国神社は、終戦直後、連合国軍最高司令部からその名称を変更するよう求められたようであるが、靖国神社側は、「靖国」は「安国」という意味で最も平和的な言葉であるとして説明し、名称存続の了解を得たと聞いている。

4 靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、国家護持とは、国が靖国神社の運営について、参拝し、又は国費を支出することを意味することが多いと考へている。また、憲法上、これらの行為が問題となるのは、第二十条及び第八十九条との關係である。

5 靖国神社は、東京都知事所轄の宗教法人となつており、憲法上の宗教団体である。

6 靖国神社の国家護持とは国が靖国神社の運営について、参拝し、又は国費を支出することを意味するとすれば、国がそれらの行為を行うためには、靖国神社が宗教性をなくすることが必要であると考えられる。

なお、国が宗教団体に介入することができないことは当然である。

7 靖国神社法案については、これまでも自由民主党の国会議員によつて国会に提出されてきたという経緯があるので、今後、この問題については、自由民主党における議論の推移を見守つてまいりたい。

三について

全国戦没者追悼式は政府が主催し、天皇皇后両陛下に御臨席をお願いし、全国の戦没者遺族代表その他各界の代表等が参列し、黙とうを行い、追悼の辞を述べ、献花を行うこと等を内容としている。

また、全国戦没者追悼式は日本武道館で行つては、これは、同館が、設備、収容能力、周辺の環境等の諸点から判断し、この式典を行うに最適な場所であるからである。

なお、全国戦没者追悼式は、宗教的儀式を伴わない式典であり、憲法第二十条第三項の宗教的活動には該当しない。右答弁する。

【四八二】 国務大臣の靖国神社参拝問題についての
政府統一見解（昭和55年11月17日）

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

【四八三】 「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書（昭和59年6月19日質問第二二二号）

「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月十九日

提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福永健司 殿

「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書

一 憲法の性格について

自由民主党靖国問題小委員会見解の中には、四項において「占領政策の基本は日本が再びアメリカの脅威となるような存在にしなければならないということにおかれていた。」とあるが、これは中曽根内閣としてもどのように考えていると見てよいか。

二 また、その中に「占領政策の洗脳から自己をとり戻していくことの必要な時代を迎えている。」とあるが、これは現内閣のいう占領政策の再検討とどう違うのか。

三 憲法で禁止されている事柄について、具体的、個別のかつ限定的に列挙願いたい。

四 禁止されていないが、法律の規定がないため、現行法上できないと考えることについても同様限定的に列挙されたい。

五 以上三、四に直接・間接関連する事項であつて、解釈上疑義があるもの（例えば憲法第二十条について、その他）が存在すれば説明されたい。

六 憲法第二十条制定の趣旨について

1 靖国神社の「公式参拝」について内閣としての統一した見解を示されたい。

2 「国家護持」についても内閣としての統一見解を示されたい。

3 「公式参拝」と「国家護持」との間には、憲法第二十条その他との関係で差異があるのか。あるとすればその詳細

な見解を示されたい。

七 日本を代表する者は憲法の規定上存在するの否か。存在するとすれば、それは天皇か、内閣総理大臣か又は他の者か。

「日本を代表する」との意味についての理解を示されたい。

また、「元首」と「国家を代表する者」とは同一概念か。

「国民主権」下において「国家元首」なるものは存在するの否か。

「国民主権」とは一体いかなることを指すものと理解してよいか。

右質問する。

【四八四】衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対する答弁書（昭和五九年七月十三日内閣衆質一〇一第二二二号）

内閣衆質一〇一第二二二号

昭和五十九年七月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

いづれも自由民主党靖国問題小委員会見解の内容にかかわる御質問であり、内閣として答弁することは差し控えたい。なお、「占領政策の再検討」を内閣が行っている事実はない。

三及び四について

「憲法で禁止されている事柄」の意味が必ずしも明らかではないが、国又はその機関の活動についての御質問であるとすれば、国又はその機関は憲法に違反することは許されないものであるから、憲法の各規定に違反する行為はすべてこれに当たる。

また、国又はその機関がある行為をするのに根拠となる法律の規定が必要とされる場合において、そのような法律がないときは、国又はその機関はその行為をすることができない。

五について

憲法解釈上政府が合憲とも違憲とも断定していないが違憲ではないかとの疑いをなお否定できないとしているものとして、国務大臣が国務大臣としての資格で行う靖国神社参拝の問題があり、これについての疑義は、それが憲法第二十条第三項の「宗教的活動」に当たらないかということである。

六について
1 内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝するいわゆる「公式参拝」問題について

の政府の統一見解は、昭和五十三年十月十七日及び昭和五十五年十一月十七日に出されており、この二つの政府統一見解は、現在も変更されていない。

2 靖国神社の「国家護持」とは、国が靖国神社の運営について、参与し、又は国費を支出することを意味することが多いと考えられるが、このような意味での靖国神社の国家護持を国が行うためには、靖国神社が宗教性をなくすることが必要であると考える。（昭和五十五年十月二十八日付内閣衆質九三第三号答弁書参照）

3 「公式参拝」は、憲法第二十条第三項の禁止する宗教的活動との関係で問題となるのに対し、「国家護持」が述べた意味であるとすれば、国家護持については、同項のほか、宗教団体に公の財産を支出し又は利用させることを禁止した憲法第八十九条との関係が問題となると考える。

七について

「日本を代表する者」の意味が必ずしも明らかではないが、一般的に我が国を対外的に代表する国家機関ということであれば、憲法は、それについて特に明示していない。

「国家を代表する者」が国家を対外的に代表する国家機関を意味するものとしても、元首の概念には、いろいろな考え方があり、「元首」と「国家を代表する者」とが同一概念かどうかは、元首の概念をどのように考えるかによつて異なることになる。

「国民主権」とは、国の意思の最終的かつ最高の決定者が国民であることを意味すると考えるが、このような国民主権と元首の関係については、元首の概念をどのように考えるかにもよるが、一般的にいえば、両者は相対立するものではないと考える。

右答弁する。

【四八五】宗教法人「靖国神社」に関する質問主意書（昭和五九年八月一日質問第四〇号）

宗教法人「靖国神社」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年八月一日

提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福永健司殿

宗教法人「靖国神社」に関する質問主意書

一 宗教法人靖国神社について

1 靖国神社の宗教上の教義はなにか。その特徴となる解釈を示されたい。

2 戦前と戦後における靖国神社の性格の変化が認められるか。認められるとすれば、その事由は何か。

3 神道は宗教であるか。それとも習俗であると認められる部分があるか。

二 国と靖国神社との関係について

1 戦前と戦後において、国と靖国神社の関係で生じている著しい変化とは何か。あるとすればその理由は何か。

2 さきの私の質問主意書（質問第二二二号）に対する答弁書中、「靖国神社の国家護持を国が行うためには、靖国神社が宗教性をなくすることが必要」とあるが、宗教性をなくした靖国神社とは具体的にどのようなことを指すのか。現状の靖国神社との比較において述べられたい。

三 靖国神社への現職閣僚の参拝について

1 中曾根総理以下多数の閣僚が、靖国神社の例大祭等へ参拝する目的は何か。「宗教法人靖国神社規則第三条目的」との関連で述べられたい。

また、同条にいう明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨とはいかなるものか。

2 中曾根総理以下多数の閣僚が、靖国神社へ参拝することは、宗教的行為に当たるのか。それとも宗教的活動に当たるのか。あるいはその両者のいずれにも当たるのか。

- 3 総理以下現職閣僚の靖国神社参拝への公的性格と私的性格を判断する基準はどこにあるのか。
- 4 官房長官の私的諮問機関「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」について
 - 1 いかなる目的をもつていかなる諮問をするのか。
 - 2 その結果として、答弁書に記載された憲法解釈は変わる可能性があるのか。
 - 3 何故総理大臣の諮問機関としなかつたのか。

【四八六】衆議院議員稲葉誠一君提出宗教法人「靖国神社」に関する質問に対する答弁書（昭和59年8月28日内閣衆質一〇一第四〇号）

内閣衆質一〇一第四〇号

昭和五十九年八月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員稲葉誠一君提出宗教法人「靖国神社」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲葉誠一君提出宗教法人「靖国神社」に関する質問に対する答弁書

一の1について

靖国神社は、宗教法人「靖国神社」規則第三条において、同神社の「目的」として、「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者（以下「崇敬者」といふ）を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする。」と規定している。

一の2及び二の1について

今次大戦の終了に至るまでは、靖国神社は陸海軍両省所管の別格官幣社であり、同神社に対し国費が支出され、神官の任免は、国の機関が行っていた。これに対し、戦後、同神社は、所要の手続を経て、昭和二十一年、宗教法人となり、他の宗教法人と同様、自主的、自律的に運営されている。

一の3について

神道の祭祀等を行う神社は、宗教団体であり、その多くは宗教法人となつている。

二の2について

靖国神社が宗教性のない団体となり、その行う行事、儀式等が宗教性のないものとなることである。

三について

お尋ねが、憲法第二十条第二項の「宗教上の行為」及び同

条第三項の「宗教的活動」についてであれば、従来における国務大臣の靖国神社への参拝は、昭和五十三年十月十七日及び昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解に述べるとおりのものであるから、その参拝が、これらとの関係で問題になることはないものと考えられる。

なお、国務大臣の靖国神社参拝に係る公私の区別の基準については、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解のとおりである。

四について

「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」は、国務大臣の靖国神社参拝を巡る問題について、内閣官房長官が広く各界の識者の意見を聴くことを目的として開催することとしたものであり、あらかじめ、一定の方針を定めて開催するものではない。

なお、内閣官房長官の懇談会としたのは、国務大臣の靖国神社参拝の問題については、従来から内閣官房を中心に検討してきた経緯等を考慮したものである。

【四八七】内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について（昭和60年8月14日）

八月十五日は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」であり、戦後四十年に当たる記念すべき日である。この日、内閣総理大臣は靖国神社に内閣総理大臣としての資格で参拝を行う。

これは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえたものであり、その目的は、あくまでも、祖国や同胞等を守るために貴い一命をささげられた戦没者の追悼を行うことにあり、それはあわせて我が国と世界平和への決意を新たにすることでもある。靖国神社公式参拝については、憲法のいわゆる政教分離原則の規定との関係が問題とされようが、その点については、政府としても強く留意しているところであり、この公式参拝が宗教的意義を有しないことをその方式等の面で客観的に明らかにしつつ、靖国神社を援助、助長する等の結果とならないよう十分配慮するつもりである。

また、公式参拝に関しては、一部に、戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結びつくのではないかとの意見があるが、政府としては、そのような懸念を招くことのないよう十分配慮していきたいと考えている。

さらに、国際関係の面では、我が国は、過去において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上において平和国家としての道を進んで来ているが、一般の公式参拝の実施に際しても、その姿勢にはいささかの变化もなく、戦没者の追悼とともに国際平和を深く念ずるものである旨、諸外国の理解を得るよう十分努力していきたい。

なお、靖国神社公式参拝に関する従来の政府の統一見解としては、昭和五十五年十一月十七日に、公式参拝の憲法適合性についてはいろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないので、事柄の性質上慎重な立場をとり、差し控えることを一貫した方針としてきた旨表明した。それは、この問題が国民意識と深くかかわるもので、憲法の禁止する宗教的活動に該当するか否かを的確に判断するためには社会通念

を見定める必要があるが、これを把握するに至らなかったためであった。

しかし、このたび、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書を参考として、慎重に検討した結果、今回のような方式によるならば、公式参拝を行っても、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した。したがって、今回の公式参拝の実施は、その限りにおいて、従来の政府統一見解を変更するものである。

各閣僚は、内閣総理大臣と気持ちと同じくして公式参拝に参加しようとする場合には、内閣総理大臣と同様に本殿において一礼する方式、または、社頭において一礼するような方式で参拝することとなるが、言うまでもなく、従来どおり、私的資格で参拝することなども差し支えない。靖国神社へ参拝することとは、憲法第二十条の信教の自由とも関係があるので、各閣僚自らの判断に待つべきものであり、各閣僚に対して参拝を義務付けるものではないことは当然である。

【四八八】昭和55年10月17日の政府統一見解の変更に関する政府の見解（昭和60年8月20日）

政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第二十条第三項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをなお否定できないため、差し控えることとしていた。

今般「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」から報告書が提出されたので、政府としては、これを参考として鋭意検討した結果、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式で参拝することは、同項の規定に違反する疑いはないと判断に至ったので、このような参拝は、差し控える必要がないという結論を得て、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解をその限りにおいて変更した。

【四八九】靖国問題の基本的認識に関する質問主意書（昭和60年10月14日質問第一号）

靖国問題の基本的認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十月十四日

秦 豊

参議院議長 木村睦男殿

靖国問題の基本的認識に関する質問主意書

去る八月十五日、中曽根総理はじめ多数の閣僚が、靖国神社への公式参拝を強行したが、果たせるかな、日本政府の予想を遥かに超えた激しい反発が内外で巻き起つてい

よつて、次の諸点について政府側の基本的認識を伺いたい。
一 そもそも内閣官房長官の私的諮問機関たる「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」に、靖国問題と憲法の解釈についての有権的な結論を打ち出す資格があるのか。

二 昭和五十五年十一月十七日に出された靖国神社公式参拝に関する政府統一見解、即ち、公式参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないとする公式見解は、いつ、どのような形式で変更されたのか。

三 政府統一見解が変更されていないとすれば、内閣法制局が中心となつてまとめた公的見解を、一私的諮問機関たる靖国懇の単なる報告書が乗り越えたことになる。新たな閣議決定もなく、公式参拝を敢えて強行した目的と理由、判断の根拠について伺いたい。

四 総理並びに閣僚の靖国公式参拝は、まず憲法第二十条第三項、また憲法第九九条に明らかに違反するとの指摘に対しては、どう答えるのか。

五 去る七月二十七日、軽井沢で行われた自民党セミナーで、中曽根総理は、「米国にはアーリントンがある。ソ連へ行つても、外国へ行つても無名戦士の墓であるとか、そのほか国のために倒れた人に対して国民が感謝を捧げる場所がある。それは当然なことでありませう。さもなくして、誰が国に命を

捧げるか。」等と発言されているが、政府は、アーリントン墓地と靖国神社を同列のもの、同じ性格のものと認識しているのか。

六 純粹に上官の命令に従い、国のために倒れた人々のための無名戦士の墓と、明らかに誤つた戦争を指導したA級戦犯を合祀した靖国神社とを、何故同列にとらえるのか。

七 政府は、日本による侵略戦争の責任を追究した極東軍事裁判総体について、基本的な面で疑義を有しているのか。

八 去る八月十五日の英国BBCテレビは、「中曽根総理の靖国公式参拝は、日本が第二次大戦のことをもはや恥じないという姿勢を示したものだ」と論評しているが、このような論調に対してはどう考えるのか。

九 去る八月二十一日、中国の新華社通信は、「公式参拝は、日本軍国主義が起こした侵略戦争の性質をあいまいにし、中国人民とアジア各国人民の感情を傷つけるものである。また、この公式参拝は、日本軍国主義の名誉回復を図ろうとする思潮に迎合し、これを助長するものである。」と論じているが、このような論旨は、中国側の誤解と偏見なのか。

十 また、八月十八日、北京大学生による抗議デモが行われたが、これについて、中国要人、例えば胡啓立政治局員などは、「彼らの行為は理解できる。」と肯定的な発言をしている。政府は、抗議デモ並びにその後の中国側の反応については、どのように認識しているのか。

十一 中国側の反応を一過性のものとみなしたり、あるいは、一部の扇動による偶発的なものととらえることは、適当ではあるまい。今後、中国に対しては具体的にどのような対応をするのか。

十二 ASEAN各国の靖国問題に対する反応には、どのような対応をするのか。

十三 先に行われたレーガン大統領の西独ビットブルク墓地参拝は、戦死者のなかにナチス親衛隊員十名が含まれていたため、国際的な非難の対象となつた。

靖国神社への公式参拝が、同じように、戦争犯罪や戦争の性格をめぐつて、共通した批判を受けるとは考えないのか。

十四 政府は、靖国神社に合祀されているA級戦犯は、故なくして罪に問われたものとしているのか。それとも、明らかに戦争責任を有する者とみなしているのか。

十五 公式参拝によつて、A級戦犯は復権されたのか。

十六 先年のレーガン大統領訪日の際、政府は、靖国神社への

参拝を打診したことがあるのか。

十七 政府は、今後とも、総理並びに閣僚の公式参拝を定着させる考えか。

十八 来年五月に行われる東京サミットでは、各国の元首等に對して靖国神社への参拝を要請する考えか。

十九 将来は自衛隊の殉職者も合祀すべきだと考えているのか。

二十 中曽根総理のいわゆる「戦後の総決算」路線の中では、靖国公式参拝問題は、どのような意味合いを有しているのか。中曽根政治の理念にかかわる重大性を有しているのか。右質問する。

【四九〇】参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に対する答弁書（昭和60年11月5日内閣参質一〇三第一号）

内閣参質一〇三第一号

昭和六十年十一月五日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 木村 睦男 殿

参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

内閣総理大臣その他の国務大臣の公的な資格での靖国神社への参拝（以下「靖国神社公式参拝」という。）については、去る八月十五日、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえ、祖国や同胞等のために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行い、併せて我が国と世界の平和への決意を新たにすることを目的で実施したものである。

これに先立ち、八月十四日の内閣官房長官談話により、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解を一部変更する旨明らかにしたが、政府統一見解の変更及び靖国神社公式参拝の実施は、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書等を参考として、政府として慎重に検討した結果行つたものである。

四について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、憲法第二十条第三項で禁止されている「国の宗教的活動」に該当しないから同項に違反せず、したがって、憲法第九十九条に違反することもないと考える。

五及び六について

靖国神社は宗教法人法に基づく宗教法人であり、アーリントン墓地は国立の墓地であるという点で異なる面はあるが、

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、国民や遺族の方々の多くが同神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であると考えているという事情を踏まえて実施したものである。七及び十四について

日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第十一条により、我が国は、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

八、九、十二及び十三について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行うことを目的とするものであり、過去に我が国が行つた行為を正当化するような意図によるものではない。また、我が国は、過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立つて、平和国家としての道を歩んで来ており、かかる反省と決意にはいささかの変化もない。

十及び十一について

中国側が種々の機会を通じて表明した見解は十分承知している。今後の日中関係については、両国が、率直な意見交換を通じ、相互理解を増進し、両国友好関係の一層の増進に引き続き取り組むという折目正しい態度を堅持していくべきものと考えている。

十五について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行う目的で実施したものであり、指摘のような問題とは関係がない。

十六について

御指摘のような打診をしたことはない。

十七について

靖国神社公式参拝は制度化されたものではないので、今後、これを実施するかどうかは、その機会があるたびに、内閣総理大臣その他の国務大臣がそれぞれ判断することとなるものと考えている。

十八について

次回東京サミットでは、各国の元首等に対して靖国神社への参拝を要請する考えはない。

十九について

靖国神社の合祀対象者の範囲は、同神社が決定しているところである。

二十について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、国民や遺族の方々の多くの要望にこたえて実施したものであり、御指摘の「戦後の総決算」といったようなことを意図して行つたものではない。

【四九二】内閣総理大臣の靖国神社公式参拝見送り
について（昭和61年8月14日）

一、戦後四十年という歴史の節目に当たる昨年八月十五日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、内閣総理大臣は、気持ちと同じくする国務大臣とともに、靖国神社にいわゆる公式参拝を行った。これは、国民や遺族の長年にわたる強い要望にこたえて実施したものであり、その目的は、靖国神社が合祀している個々の祭神と関係なく、あくまで、祖国や同胞等のために犠牲となった戦没者一般を追悼し、併せて、我が国と世界の平和への決意を新たにすることであった。これに關する昨年八月十四日の内閣官房長官談話は現在も存続しており、同談話において政府が表明した見解には何らの変更もない。

二、しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とそれの上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれる恐れがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副うゆえんではない。

三、もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬ。

四、政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明八月十五日には、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。

五、繰り返しまらかにしてきたように、公式参拝は、制度化されたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべきものであるから、今回の措置が、公式参拝自体を否定ないし廃止しようとするものでないことは当然である。政府は引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最

大限の努力を傾注するつもりである。
六、各国務大臣の公式参拝については、各国務大臣において、以上述べた諸点に十分配慮して、適切に判断されるものと考えている。

【四九二】殉職自衛官合祀拒否損害賠償等請求訴訟
上告審判決（最高裁大法廷昭和63年6月1日判決）（昭和五十七年(オ)第九〇二号）

昭和五十七年(オ)第九〇二号

判 決

〔上告人・被上告人の記述省略〕

右当事者間の広島高等裁判所昭和五十四年(オ)第八四号、第八八号、同五十五年(オ)第四六号自衛隊らによる合祀手続の取消等請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が昭和五十七年六月一日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求め、旨の上告の申立があり、被上告人は上告棄却の判決を求めた。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。
被上告人の請求を棄却する。
訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人柳川俊一、同篠原一幸、同根本真、同石井宏治、同山田雅夫、同木村要、同佐藤拓、同岩佐栄夫、同川久保恵、同高橋健一郎、同本間久義、同市橋史麿、同工藤洋房、同山本福夫の上告理由について

一 原審の確定した事実関係は、次のとおりである。
1 (一) 被上告人は昭和三十四年四月四日日本キリスト教団山口信愛教会において洗礼を受け、以来キリスト教を信仰してきた。(二) 被上告人は昭和三十四年一月一日自衛隊員である中谷孝文(以下「孝文」という。)と宗教的行為を伴わない結婚式を挙げ、主として盛岡市において結婚生活を営んでいたが、昭和四三年一月二日孝文は岩手県釜石市内において公務従事中交通事故により死亡した。(三) 被上告人は、孝文が死亡した直後、自衛隊岩手地方連絡部の準備により行われた孝文の仏式による葬儀に喪主として参列し、その後孝文の父之丞が山口県防府市で行った仏式の葬儀にも参列し、之丞は孝文に戒名を付しても

らい、遺骨を仏壇に安置した。(四) 孝文の死後被告人は一時之丞宅に身を寄せたが、約二か月後孝文の遺骨の一部をもって之丞宅を出て別居し、同人の気持を考慮して仏壇と位牌を置き僧侶を呼んで読経してもらったが、二、三か月後には仏壇を取り払い、昭和四四年前記教会の納骨堂に遺骨を納め、毎年一月同教会の行う永眠者記念礼拝にも子敬明とともに毎回出席し、以来、被告人はキリスト教の信仰の下に日曜日には教会で礼拝し、孝文の死の意味を求め、追悼し、キリスト教の信仰を心のよりどころとして生活している。(五) なお、孝文は生前宗教を信仰することはなかった。

2 (一) 昭和三十九年一月社団法人隊友会の山口県支部連合会（以下「県隊友会」という。）は、その主催で自衛隊発足以来同年三月までに殉職した山口県出身の自衛隊員一二名の慰霊祭を宗教法人山口県護国神社（以下「県護国神社」という。）において行ったが、その慰霊祭後の直会の席上、遺族の中から殉職者を同神社に祀ってもらいたいとの希望が出され、これを受けて、県隊友会の広津会長や福田副会長は折にない同神社の宮司に対し合祀を要望したが、その賛同を得られなれども年月が経過した。(二) 昭和四五年秋に至り県隊友会の福田会長（同年二月から前記福田副会長が会長になった。）は同神社の長尾宮司から合祀実現が可能であるとの感触を得たので、昭和四六年三月から六月ごろの県隊友会の役員会に合祀申請を行うことを諮ってその了承を得た。(三) 同年三月陸上自衛隊第一三師団の師団長が開催した中国四国外郭団体懇談会において、福田会長が右合祀問題の進捗状況を報告したところ、師団長は合祀に賛意を表し、これを推進することを要望した。この席には自衛隊山口地方連絡部（以下「地連」という。）の長峰部長も同席していたことから、地連において遺族援護業務の一環として県隊友会による合祀申請を積極的に推進する態勢がとられるに至った。(四) その後、地連の粟屋総務課長と福田会長は合祀実現の方策を検討し、同年五月二二日粟屋総務課長は、既に殉職自衛隊員が護国神社に合祀されていると聞いていた九州各県（長崎県を除く。）の自衛隊地方連絡部の総務課長にあてて、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況、右合祀に対する賛否両論の主要論旨、右合祀に対する各地の護国神社や戦没者遺族等の意向、殉職自衛隊員を合祀済みであればその経緯などを照会する文書を発し、同年六月末ころまでにこれに対する詳細な回答があり、粟屋総務課長はこれを福田会長に閲覧させた。(五) 福田会長は、同年七月以降右回答結果をもとに県護国神社

の長尾宮司と折衝し、同春秋に至って同宮司から基本的に了解を得、同宮司の依頼により同神社に対し合祀の請願書を提出した。(六) 福田会長は、合祀申請を準備するため山口県自衛隊父兄会連合会の小沢会長と諮って同年末ころまでの間に自衛隊殉職者奉賛会を設立し、小沢が会長に、福田が副会長に就任したが、小沢は東京に居住していたので、奉賛会の業務は福田が執行することになり、福田は引き続き長尾宮司と折衝を重ねながら、小沢との間において、合祀されるべき殉職者の資格要件と手続、奉賛会の対外的な業務は県隊友会の名義と責任において行うこと並びに必要な費用のため右父兄会連合会、県隊友会の各会員及び山口県出身の現職自衛隊員から寄付金を募ることを取り決めた。(七) 福田会長は、右合意事項のうち費用の点を除く部分を文書化すること、募金趣意書の起案、配布及び寄せられる募金の管理を地連の安田事務官に依頼した。(八) 安田事務官は、福田会長の右依頼により、長尾宮司と打合わせを重ねながら、県隊友会とする合祀申請の基準等を定めるとともに右父兄会連合会会長及び県隊友会会長の合意承認により効力を発生するものとした山口県護国神社における自衛隊殉職者の奉斎実施準則（以下「奉斎準則」という。）を起案し、昭和四七年三月二四日右父兄会連合会の小沢会長と県隊友会の福田会長がこれを認証した。(九) 安田事務官は寄せられた募金約八〇万円を保管した。(一〇) 福田会長は、県護国神社への合祀申請に必要な書類の取揃えを安田事務官に依頼し、同事務官は合祀対象者の遺族を通じて対象者の除籍謄本と殉職証明書を集集すべく、地連の出張所長及び地区班長に対し遺族から右書類を取り寄せることを依頼した。(一一) 同年三月三十一日ころ県隊友会は、同会長名義をもって、同年三月当時の山口県出身殉職自衛隊員として、孝文を含む二七名の合祀を県護国神社に申請し（以下この申請を「本件合祀申請」という。）、同年四月一九日同神社は右殉職自衛隊員を新たに祭神として合祀する鎮座祭を斎行し、直会の儀を挙行し、翌二〇日慰霊大祭を斎行した。

3 (一) 昭和四七年四月五日被告人は、合祀の資料収集のため被告入方を訪れた地連の阿武事務官に対し、自己の信仰を明らかにして孝文の合祀を断る旨を告げ、また、その直後県護国神社の長尾宮司と県隊友会の福田会長との連名の鎮座祭斎行等の通知と参拝の案内状が配達されているのを発見し、阿武事務官に架電して再度合祀を断る旨を告げた。(二) 福田会長は同月一〇日ころ地連の安田事務官から被告入人の意向の連絡を受けたが、孝文についての合祀申請を撤回することはしなかつ

た。(三) 同年七月五日県護国神社宮司から被告入人にあてた同年六月一日付の「御祭神中谷孝文命奉慰のため御篤志をもって永代神楽料御奉納相成り感佩の至りに存じます今後毎年一月一二日の祥月命日を卜して命日祭を斎行しこれを永代に継続いたします」との書面が右安田事務官によって被告入人に届けられた。

二 原審は、右事実関係の下において大要次のとおり判断し、被告入人の損害賠償請求を認容すべきものとした。
1 本件合祀申請は、県護国神社への合祀が行われるための前提をなすものとして、基本的な宗教的意義を有しており、かつ、同神社の宗教を助長、促進する行為であるから、宗教的活動というべきである。

2 本件合祀申請は、県隊友会の発意により、その費用をもって、その名義によってされている。しかし、地連職員の一連の行為がなければ、本件の如くに合祀申請に至ったとはみられない状況にあり、地連職員がこのように積極的に関与してきたのは、殉職者の合祀が自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚の効果をもたらすもので地連自身も是非その実現を図りたいと考えたからと推認され、地連職員と県隊友会は合祀実現を相謀り役割りを分担しつつ準備して、県隊友会の名義で本件合祀申請に及んだもので、本件合祀申請は地連職員と県隊友会の共同の行為とみることができるとする。

3 県隊友会と共同して本件合祀申請をした地連職員の行為は、憲法二〇条三項に違反することにより、公の秩序に反するものとして、私人に対する関係で違法な行為というべきである。
4 被告入人は、本件合祀申請による孝文の県護国神社への合祀によって静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき法的利益、すなわち宗教上の人格権を侵害された。

三 しかしながら、原審の右判断は是認することができない。その理由は次のとおりである。
1 本件合祀申請を地連職員と県隊友会の共同の行為と評価すべきか否かを検討する。
合祀は、神社にとって最も根幹をなすところの奉斎する祭神にかかわるものであり、当該神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄であることはいうまでもないところ、本件合祀申請に至る経緯をみると、県護国神社による殉職自衛隊員の合祀問題は、昭和三十九年一月に行われた慰霊祭の際における殉職自衛隊員の遺族からの県隊友会への要望に端を発し、その実現に向けて県隊友会が働き掛けた結果、県護国神社は当初難色を

示したものの、既に昭和四五年秋には県隊友会の福田会長は同神社の長尾宮司から合祀実現が可能であるとの感触を得ていたというのである。その後、福田会長が合祀申請を行うことについて県隊友会の役員会の了承を得て同宮司と折衝した結果、昭和四六年秋には同神社は殉職自衛隊員を合祀する方針をとるに至ったのであり、引き続き同宮司と折衝を重ねながら合祀のために県隊友会としてなすべき事項について同宮司と了解に達したのも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛隊殉職者奉賛会を設立したのも、福田会長が中心となっていたことである。

昭和四六年三月中国四国外郭団体懇談会の席上において、福田会長がした合祀問題の進捗状況の報告に対し陸上自衛隊第一三師団長の賛意の表明と推進の要望があり、その後地連において合祀申請を積極的に推進する態勢がとられるに至ったというのが原審の確定するところであるが、本件合祀申請に至る過程において地連職員とした具体的行為は、栗屋総務課長において長崎県を除く九州各県の自衛隊地方連絡部の総務課長にあてて各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、その回答を福田会長に閲覧させ、福田会長の依頼により安田事務官において奉斎準則と県隊友会の募金趣意書とを起草し、右趣意書を配布し、寄せられた募金を管理し、殉職者の遺族から合祀に必要な殉職者の除籍謄本及び殉職証明書を取り寄せたとどまるのであり、地連ないしその職員が直接護国神社に対し合祀を働き掛けた事実はない。

これらの事実からすれば、孝文を含む殉職自衛隊員二七名の護国神社による合祀は、基本的には遺族の要望を受けた県隊友会がその実現に向けて同神社と折衝を重ねるなどの努力をし、同神社が殉職自衛隊員を合祀する方針を決定した結果実現したものである。してみれば、県隊友会において地連職員の事務的な協力に負うところがあるにしても、県隊友会の単独主義でされた本件合祀申請は、実質的にも県隊友会単独の行為であったものといわなく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為として地連職員も本件合祀申請をしたものと評価することはできないものといわなければならない。原審は、地連は自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚のため殉職自衛隊員の合祀の実現を図りたいと考えていたと推認されると判示しているが、地連職員としての具体的行為が右のとおりであつてみれば、右推認をもつてしても右判断に至る過程において県隊友会に協力してい

2 本件合祀申請に至る過程において県隊友会に協力してい

た地連職員の行為が、憲法二〇条三項にいう宗教的活動に当たるか否かを検討する。

右条項にいう宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うに於ける意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならないものである（最高裁昭和四六年（行ツ）第六九号同五二年七月一三日大法廷判決・民集三一巻四号五三三頁）。

合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄であることは前記のとおりであつて、何人かが神社に対し合祀を求めることは、合祀のための必要な前提をなすものではなく、本件において県護国神社としては既に昭和四六年秋には殉職自衛隊員を合祀する方針を基本的に決定していたことは原審の確定するところである。してみれば、本件合祀申請という行為は、殉職自衛隊員の氏名とその殉職の事実を護国神社に対し明らかにし、合祀の希望を表明したものであつて、宗教とかかわり合いをもつ行為であるが、合祀の前提としての法的意味をもつものではない。そして、本件合祀申請に至る過程において県隊友会に協力して地連職員の具体的行為は前記のとおりであるところ、その宗教とのかかわり合いは間接的であり、その意図、目的も、合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図ることにあつたと推認されることは前記のとおりであるから、どちらかといえればその宗教的意識も希薄であつたといわなければならないのみならず、その行為の態様からして、国又はその機関として特定の宗教への関心を呼び起こし、あるいはこれを援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるような効果をもつものと一般人から評価される行為とは認め難い。したがつて、地連職員の行為が宗教とかかわり合いをもつものであることは否定できないが、これをもつて宗教的活動とまでとはいえないものといわなければならない。

なお、憲法二〇条三項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であつて、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障するこ

とにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである（前記最高裁大法廷判決）。したがつて、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条一項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条二項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。

3 被上告人の法的利益の侵害の有無を検討する。
被上告人は、本件合祀申請により孝文の合祀がされ、法的利益を侵害された旨を主張するが、合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄で、本件合祀申請は合祀の前提としての法的意味をもつものではないことは前記のとおりであるから、合祀申請が神社のする合祀に対して事実上の強制と見られる何らかの影響力を有したとすべき特段の事情の存しない限り、法的利益の侵害の成否に関しては、合祀申請の事実を合祀と併せ一体として評価すべきものではないといふべきである。そうであつてみれば、本件合祀申請が右のような影響力を有したとすべき特段の事情の主張・立証のない本件においては、法的利益の侵害の成否は、合祀それ自身が法的利益を侵害したか否かを検討すれば足りるものといわなければならない。また、合祀それ自体は護国神社によつてされているのであるから、法的利益の侵害の成否は、同神社と被上告人の間の私法上の関係として検討すべきこととなる。

私人相互間において憲法二〇条一項前段及び同条二項によつて保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を超えるときは、場合によっては、私的自治に対する一般的な制限規定である民法一条、九〇条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、法的保護が図られるべきである（最高裁昭和四三年（判）第九三二号同四八年一月二日大法廷判決・民集二七巻一五三六頁参照）。しかし、人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によつて害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえつて相手方の信教の自由を妨げる結果となることは、見易いところである。信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づき行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことに

より自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることとを要請しているものというべきである。このことは死去した配偶者の追慕、慰霊等に関する場合においても同様である。何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されているからである。原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができないう性質のものである。

以上の見解にたつて本件をみると、県護国神社による孝文の合祀は、まさしく信教の自由により保障されているところとして同神社が自由になし得るところであり、それ自体は何人の法的利益をも侵害するものではない。そして、被上告人が県護国神社の宗教行事への参加を強制されたことのないことは、原審の確定するところであり、またその不参加により不利益を受けた事実、そのキリスト教信仰及びその信仰に基づき孝文を記念し追悼することに対し、禁止又は制限はもたらんこと、圧迫又は干渉が加えられた事実については、被上告人において何ら主張するところがない。県護国神社宮司から被上告人あてに発せられた永代命日祭齋行等に関する書面も、その内容は前記一の3の(三)のとおりであつて、被上告人の信仰に対し何ら干渉するものではない。してみれば、被上告人の法的利益は何ら侵害されていないといふべきである。

本訴において被上告人は、被侵害利益として、(一)宗教上の人格権、(二)宗教上のプライバシー及び(三)政教分離原則が保障する法的利益を選択的に主張しているが、(一)及び(二)は、その主張内容をみればいずれも原審が宗教上の人格権とするところのものと結局同一に帰するのであつて、これらを法的利益として認めることができないうことは右に述べたとおりであり、(三)は憲法二〇条三項の規定が私人に対し法的利益を保障していることを主張するものであるところ、右規定は前記のとおりいわゆる制度的保障の規定であつて、私人の法的利益を直接保障するものではないから、このような法的利益もまたこれを認めることができないう。

原審の判断には、憲法二〇条の解釈適用を誤つた違法があり、また、法令の解釈適用を誤つた違法があつてその違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上によれば、被上告人の本訴請求は理由がないことが明らかであるから、これを認容した

第一審判決を取り消し、被上告人の本訴請求を棄却すべきである。

よつて、民訴法第四〇八条、三九六条、三八六条、九六条、八九条に従い、裁判官長島敦の補足意見、裁判官高島益郎、同四ツ谷巖、同奥野久之の補足意見、裁判官島谷六郎、同佐藤哲郎の意見、裁判官坂上壽夫の意見、裁判官伊藤正己の反対意見があるほか、裁判官全員の一致で、本文のとおり判決する。

〔補足意見、意見及び反対意見 略〕

最高裁判所大法廷

裁判官	矢口洪一
裁判官	伊藤正己
裁判官	牧圭次
裁判官	安岡満彦
裁判官	角田禮次郎
裁判官	島谷六郎
裁判官	高島益郎
裁判官	藤島昭
裁判官	大内恒夫
裁判官	香川保一
裁判官	坂上壽夫
裁判官	佐藤哲郎
裁判官	四ツ谷巖
裁判官	奥野久之
裁判官	矢口洪一

裁判官長島敦は、退官につき署名押印することができない。

〔四九三〕箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟上告審判決（最高裁第三小法廷平成5年2月16日判決）（昭和六十二年（ツ）第一四八号）

昭和六十二年（ツ）第一四八号

判決

〔上告人・被上告人の記述省略〕

右当事者間の大坂高等裁判所昭和五十七年（行）第二一号、第二二号、第二三号、同五十八年（行）第一三三号、第一四号運動場一部廃止決定無効確認等請求控訴、同附帯控訴及び慰霊祭支出差止請求事件について、同裁判所が昭和六十二年七月一六日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあつた。よつて、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人兼上告補助参加人代理人熊野勝之、同藤田一良、同加島宏、同坂和優、同小坂井久、同川下清の上告理由第一点ないし第四点、第一〇点及び第三〇点について「略」
同第一点（右に判断した点を除く）、第七点ないし第九点について「略」
同第五点及び第六点について「略」
同第一点、第一二点及び第二八点について

一 本件各慰霊祭について、原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

1 市遺族会の下部組織である地区遺族会は、昭和五一年四月五日午前一〇時三〇分ころから午前一一時三〇分ころまで、本件忠魂碑前で、神式で慰霊祭を挙行した。主催者側として市遺族会会長その他市遺族会の役員及び会員が、来賓として箕面市の市議会議長、市議會議員、社会福祉事務所長、市福祉部長、各地区の自治会長、市商工会長、西小学校長、市長である被上告人中井武兵衛、市教育委員会委員長である亡佐佐木茂八（第

一審被告)、同委員会委員兼教育長である被上告人河野良作ら

合計約一〇〇名が、これに参列した。式は、神社神職がこれを主宰し、神式によって執り行われ、市遺族会会長が「慰霊の詞」を、被上告人中井及び市議会議長が「追悼の辞」を、それぞれ本件忠魂碑に向かって読み上げた。その後、司会者が職名を呼び上げるのに応じて、参列者が、順次、祭壇前に進み、神職から玉串を受け取って本件忠魂碑に向かって二礼二拍手一礼をし、玉串を祭壇に捧げた。最後に、司会者が「これにて神事を終わります。」と告げ、閉会の辞を述べて式を終えた。

2 地区遺族会は、昭和五二年四月五日午前一〇時三〇分ころから午前一時三〇分ころまで、本件忠魂碑前で、仏式で慰霊祭を挙行した。参列者は、昭和五一年の慰霊祭のときと同様で、約一〇〇名であった。式は、曹洞宗永松寺住職、浄土真宗本願寺派光明寺住職ら計七名の僧侶がこれを主宰し、まず、司会者が、式次第に従って開会の辞を述べ、その後、参列者一同が黙とうし、阿彌陀経等の読経、導師表白文の朗読、慰霊追悼文の朗読と続いた。そして、参列者一同が祭壇前で焼香を行い、最後に、司会者が閉会の辞を述べて式は終了した。

3 被上告人河野は、地区遺族会から招待を受け、戦没者やその遺族に対し弔意、哀悼の意を表する目的で本件各慰霊祭に来賓として参列したが、参列者の一員として、昭和五一年の慰霊祭では玉串を祭壇に捧げ、昭和五二年の慰霊祭では焼香をしたにとどまり、来賓としての挨拶、慰霊追悼文の朗読などはしなかった。

二 被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行為が、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に反するものであるか否かをみるのに、右事実関係及び原審が適法に確定したその余の事実関係によれば、(1) 旧忠魂碑は、地元の人々が郷土出身の戦没者の慰霊、顕彰のために設けたものであり、元来、戦没者記念碑的な性格のものであって、本件移設・再建後の本件忠魂碑も同様の性格を有するとみられるものであること、(2) 本件各慰霊祭を挙行した市遺族会の下部組織である地区遺族会は、箕面地区に居住する戦没者遺族を会員とする団体であって、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする団体ではないこと、(3) 本件各慰霊祭への被上告人河野の参列は、地元において重要な公職にある者の社会的儀礼として、地区遺族会が主催する地元の戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事に際し、戦没者やその遺族に対して弔意、哀悼の意を表する目的で行われたものであることが明らかである。

る。

これらの諸点にかんがみると、被上告人河野の本件各慰霊祭への参列は、その目的は、地元の戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事に際し、戦没者遺族に対する社会的儀礼を尽くすという、専ら世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為とは認められない。したがって、被上告人河野の本件各慰霊祭への参列は、宗教とのかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である。

以上の点は、前掲各大法廷判決の趣旨に徴して明らかといべきである。

これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違憲、違法はない。

さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行為が憲法二〇条二項に違反するものであり、同人に対する右参列に要した時間に相当する分の給与の支給は違法である旨主張するが、右規定は、狭義の信教の自由を直接保障する規定であり、同人の信教の自由の侵害に関する事実は原審において認定されていないから、右違憲の主張は、その前提を欠く。また、同人に対する右参列に要した時間に相当する分の給与の支給を適法とした原審の判断は正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。

論旨は、いずれも採用することができない。

同第一三三三点ないし第二二二点について「略」

同第二二二点について「略」

同第二三三三点について「略」

同第二四四四点ないし第二七七点、第二九九点、第三三三三点ないし第三四四四点について「略」

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官園部逸夫の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

〔補足意見 略〕

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 貞家 克己

裁判官 坂上 壽夫

裁判官 園部 逸夫
裁判官 佐藤 庄市郎
裁判官 可部 恒雄

【四九四】靖国神社公式参拝に関する質問主意書（平成6年7月18日質問第二号）

靖国神社公式参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月十八日

齋正敏

参議院議長 原文兵衛殿

靖国神社公式参拝に関する質問主意書

昭和五十五年十一月十七日、政府は、靖国神社公式参拝に関する見解を表明した。その内容は、「内閣総理大臣その他の国務大臣がその資格で参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題がある。断定はしていかないが違憲ではないかとの疑いをおお否定できない」というものであった。

ところが、昭和六十年八月十四日、政府は、「参拝方式を十分配慮し、靖国神社を援助する結果にならなければ、内閣総理大臣らの公式参拝は憲法違反に該当しない」旨の官房長官談話を発表し、翌日、中曽根康弘内閣総理大臣がこれを実行した。

こうした経過の後、今般、平成六年七月十日、村山富市内閣総理大臣が、「私は参拝しないし、閣僚の皆さんにも自粛してほしいとお願ひする」と発言したが、その後、この発言は修正されたとの報道があった。

そこで、敗戦五十回忌の八月十五日を前にしたこの機会に、あらためて靖国神社公式参拝に関する政府の統一見解をただしておきたい。

一、靖国神社公式参拝に関する政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

【四九五】参議院議員齋正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問に対する答弁書（平成6年7月26日内閣参質一三〇第二号）

内閣参質一三〇第二号

平成六年七月二十六日

内閣総理大臣 村山富市

参議院議長 原文兵衛殿

参議院議員齋正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とは、内閣総理大臣その他の国務大臣が公的な資格（国務大臣という資格）で行う靖国神社への参拝のことである。

内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、昭和六十年八月十五日に実施されたが、昭和六十一年以降は、諸般の事情を総合的に考慮し、差し控えられているところである。

なお、昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝は憲法に違反しないとの従来の政府見解は変わっていない。

公式参拝は制度化されたものではないので、今後、公式参拝を実施するかどうかは、内閣総理大臣その他の国務大臣が、その都度、諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した上で、決定すべきものである。

【四九六】愛媛玉串料訴訟上告審判決（最高裁大法廷平成9年4月2日判決）（平成四年（行ツ）第一五六号）

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

右当事者間の高松高等裁判所平成元年（行）第三号、第五号損害賠償代位請求事件について、同裁判所が平成四年五月一二日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求めると旨の上告の申立てがあり、被上告人らは上告棄却の判決を求めた。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

原判決中主文第一項を破棄し、被上告人白石春樹の控訴を棄却する。

上告人らのその余の上告を棄却する。前項の部分に関する上告費用は上告人らの負担とし、その余の部分に関する控訴費用及び上告費用は、被上告人白石春樹の負担とする。

理 由

第一 上告代理人西嶋吉光、同菅原辰二、同佐伯善男、同東俊一、同草薙順一、同谷正之、同薦田伸夫、同高田義之、同今川正章、同水口晃、同井上正実、同津村健太郎、同阿河準一、同高村文敏、同三野秀富、同猪崎武典、同久保和彦、同西山司朗、同堀井茂、同渡辺光夫、同平井範明、同桑城秀樹、同白井満、同重哲郎、同木田一彦の上告理由について

一 事実関係及び訴訟の経過

1 原審の適法に確定した事実関係によれば、被上告人白石春樹が愛媛県知事の職にあった昭和五十六年から同六一年にかけて、(1)愛媛県（以下「県」という。）の東京事務所長の職にあった被上告人中川友忠が、宗教法人靖国神社（以下「靖国神社」という。）の挙行した春季又は秋季の例大祭に際して奉納する玉串料として九回にわたり各五〇〇〇円（合計四万五〇〇〇円）を、(2)同じく同被上告人が、靖国神社の挙行した七月

中甸の「みたま祭」に際して奉納する献灯料として四回にわたり各七〇〇〇円又は八〇〇〇円（合計三万一〇〇〇円）を、また、(3) 県生活福祉部老人福祉課長の職にあった被上告人泉田一洋、承継前被上告人亡須山晋吾、被上告人武田幸一、同山田清及び同八吹貫一が、宗教法人愛媛県護國神社（以下「護國神社」という。）の挙行した春季又は秋季の慰霊大祭に際して愛媛県遺族会を通じて奉納する供物料として九回にわたり各一万円（合計九万円）を、それぞれ県の公金から支出した（以下、これらの支出を「本件支出」という。）というのであるところ、本件は、本件支出が憲法二〇条三項、八九条等に照らして許されない違法な財務会計上の行為に当たるかどうかが争われた地方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住民訴訟である。

2 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つことを否定することができないばかりでなく、その効果が靖國神社又は護國神社の宗教活動を援助、助長、促進することになるものであって、本件支出によって生ずる県と靖國神社及び護國神社との結び付きは、我が国の文化的・社会的諸条件に照らして考えるとき、もはや相当とされる限度を超えるものであるから、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たり、違法なものであるといわなければならないと判断した。

これに対して、原審は、本件支出は宗教的な意義を持つが、一般人にとって神社に参拝する際に玉串料等を支出することは過大でない限り社会的儀礼として受容されるという宗教的評価がされており、知事は、遺族援護行政の一環として本件支出をしたものであって、それ以外の意図、目的や深い宗教心に基づいてこれをしたものではないし、その支出の程度は、少額で社会的な儀礼の程度にとどまっており、その行為が一般人に与える効果、影響は、靖國神社等の第二次大戦中の法的地位の復活や神道の援助、助長についての特別の関心、気風を呼び起こしたりするものではなく、これらによれば、本件支出は、神道に対する援助、助長、促進又は他の宗教に対する圧迫、干渉等になるようなものではないから、憲法二〇条三項、八九条に違反しないと判断した。

二 本件支出の違法性に関する当裁判所の判断
原審の右判断は是認することができない。その理由は以下のとおりである。
1 政教分離原則と憲法二〇条三項、八九条により禁止される国家等の行為

憲法は、二〇条一項後段、三項、八九条において、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定（以下「政教分離規定」という。）を設けている。

一般に、政教分離原則とは、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）は宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされているところ、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によって異なるものがある。我が国では、大日本帝國憲法に信教の自由を保障する規定（二八条）を設けていたものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、国家神道に対し事実上国教的な地位を与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しい迫害が加えられた等のももあって、同憲法の下における信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。

憲法は、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き右のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。元来、我が国においては、各種の宗教が多層的、重層的に発達、併存してきているのであって、このような宗教事情の下で信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結び付きをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であった。これらの点にかんがみると、憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである。

しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れることはできないから、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近いものといわなければならない。さらにまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない。これらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国

家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は実際上宗教とある程度のかかわり合いを持たざるを得ないことを前提とした上で、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが問題とならざるを得ないのである。右のような見地から考えると、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

右の政教分離原則の意義に照らすと、憲法二〇条三項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

憲法八九条が禁止している公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することというの、前記の政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが前記の相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、前記と同様の基準によって判断しなければならない。

以上は、当裁判所の判例の趣旨とするところでもある（最高裁昭和四十六年(行ツ)第六九号同五年七月一三日大法院判決・民集三一巻四号五三三頁、最高裁昭和五十七年(才)第九〇二号同六三

年六月一日大法廷判決・民集四二巻五号二七七頁参照）。

2 本件支出の違法性

そこで、以上の見地に立つて、本件支出の違法性について検討する。

(一) 原審の適法に確定した事実関係によれば、被告人中川らは、いずれも宗教法人であって憲法二〇条一項後段にいう宗教団体に当たることが明らかで靖國神社又は護國神社が各神社の境内において挙行した恒例の宗教上の祭祀である例大祭、みたま祭又は慰霊大祭に際して、玉串料、献灯料又は供物料を奉納するため、前記回数にわたり前記金額の金員を県の公金から支出したというのである。ところで、神社神道においては、祭祀を行うことがその中心的な宗教上の活動であるとされ、祭祀を行うことがその中心的な宗教上の活動であるとされていること、例大祭及び慰霊大祭は、神道の祭祀にのっとりて行われる儀式を中心とする祭祀であり、各神社の挙行する恒例の祭祀中でも重要な意義を有するものと位置付けられていること、みたま祭は、同様の儀式を行う祭祀であり、靖國神社の祭祀中最も盛大な規模で行われるものであることは、いずれも公知の事実である。そして、玉串料及び供物料は、例大祭又は慰霊大祭において右のような宗教上の儀式が執り行われるに際して神前に供えられるものであり、献灯料は、これによりみたま祭において境内に奉納者の名前を記した灯明が掲げられるというものであって、いずれも各神社が宗教的意義を有すると考えていることが明らかである。

これらのことからすれば、県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀にかかわり合いを持ったということが明らかである。そして、一般に、神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して右のような玉串料等を奉納することは、建築主が主催して建築現場において土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願するために行う儀式である起工式の場合とは異なり、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いえることができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難いところである。そうであれば、玉串料等の奉納者においても、それが宗教的意義を有するものであるという意識を大なり小なり持たざるを得ないのであり、このことは、本件においても同様といえるべきである。また、本件においては、県が他の宗教団体の挙行する同種の儀式に対して同様の支出をしたという事実がうかがわれないのであって、県が特定の宗教団体との間のみ意識

的に特別のかかわり合いを持ったことを否定することができない。これらのことからすれば、地方公共団体が特定の宗教団体に対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つことは、一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ない。

被告入らは、本件支出は、遺族援護行政の一環として、戦没者の慰霊及び遺族の慰謝という世俗的な目的で行われた社会的儀礼にすぎないものであるから、憲法に違反しないと主張する。確かに、靖國神社及び護國神社に祭られている祭神の多くは第二次大戦の戦没者であって、その遺族を始めとする愛媛県民のうちの相当数の者が、県が公の立場において靖國神社等に祭られている戦没者の慰霊を行うことを望んでおり、そのうちには、必ずしも戦没者を祭神として信仰の対象としている者ではなく、故人をしのぶ心情からそのように望んでいる者もいることは、これを肯認することができる。そのような希望にこたえるという側面においては、本件の玉串料等の奉納に儀礼的な意味合いがあることも否定できない。しかしながら、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き種々の弊害を生じたことにかんがみ政教分離規定を設けるに至ったなど前記の憲法制定の経緯に照らせば、たとえ相当数の者がそれを望んでいるとしても、そのことのゆえに、地方公共団体と特定の宗教とのかわり合いが、相当とされる限度を超えないものとして憲法上許されることになるとはいえない。戦没者の慰霊及び遺族の慰謝といふこと自体は、本件のように特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でもなく、これをを行うことができると思われるし、神社の挙行する恒例祭に際して玉串料等を奉納することが、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとも認められないことは、前記説示のとおりである。ちなみに、神社に対する玉串料等の奉納が故人の葬に際して香典を贈ることとの対比で論じられることがあるが、香典は、故人に対する哀悼の意と遺族に対する弔意を表すために遺族に対して贈られ、その葬礼儀式を執り行っている宗教家ないし宗教団体を援助するためのものではないと一般に理解されており、これと宗教団体の行う祭祀に際して宗教団体自体に対して玉串料等を奉納することとは、一般人の評価において、全く異なるものがあるといわなければならない。また、被告入らは、玉串料等の奉納は、神社仏閣を訪れた際にさい銭を投ずることと同様のものである

とも主張するが、地方公共団体の名を示して行う玉串料等の奉納と一般にはその名を表示せずに行うさい銭の奉納とは、その社会的意味を同一に論じられないことは、おのずから明らかである。そうであれば、本件玉串料等の奉納は、たとえそれが戦没者の慰霊及びその遺族の慰謝を直接の目的としてされたものであったとしても、世俗的目的で行われた社会的儀礼にすぎないものとして憲法に違反しないといえることはできない。

以上の事情を総合的に考慮して判断すれば、県が本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に前記のとおり奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めざるべきであり、これによってもたらされる県と靖國神社等とのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たると解するのが相当である。そうすると、本件支出は、同項の禁止する宗教的活動を行うためにしたものであるとして、違法といふべきである。これと異なる原審の判断は、同項の解釈適用を誤るものというほかはない。

(二) また、靖國神社及び護國神社は憲法八九条にいう宗教上の組織又は団体に当たることが明らかであるところ、以上に判示したところからすると、本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に前記のとおり奉納したことによってもたらされる県と靖國神社等とのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと解されるのであるから、本件支出は、同条の禁止する公金の支出に当たり、違法といふべきである。したがって、この点に関する原審の判断も、同条の解釈適用を誤るものといわざるを得ない。

三 被告入らの損害賠償責任の有無〔略〕

四 結論〔略〕

第二 真鍋知巳の上告取下げの効力について〔略〕
よって、行政事件訴訟法七条、民法四〇八条、三九六条、三八四條、九六条、九五條、八九條、九三條に従い、裁判官大野正男、同福田博の各補足意見、裁判官園部逸夫、同高橋久子、同尾崎行信の各意見、裁判官三好達、同司部恒雄の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり判決する。
〔補足意見 意見及び反対意見 略〕

最高裁判所大法廷 三好達
裁判長裁判官 園部逸夫
裁判官 園部逸夫

当事者目録
〔略〕

裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官

藤井遠河尾高根千大小大可
井田嶋藤合崎橋岸種野野西部
正 一光伸行久重秀正幹勝恒
雄博友男一信子治夫男雄也雄